

**平成 29 年度松島町中級（短期大学卒業程度）・初級（高等学校卒業程度）  
職員採用試験実施要領**

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定 人 員	職 務 内 容
中 級 (短期大学卒業程度)	保 健 師	若干名	保健師の専門業務に従事しますが、行政事務に従事することもあります。
	保 育 士	若干名	保育所または幼稚園に勤務し、乳幼児の保育に関する業務に従事しますが、行政事務に従事することもあります。
	幼稚園教諭	若干名	幼稚園または保育所に勤務し、乳幼児の保育に関する業務に従事しますが、行政事務に従事することもあります。
初 級 (高等学校卒業程度)	行 政 (障がい者)	若干名	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。

(注)採用予定人員は、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
中 級	保 健 師	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに同資格を取得する見込みの者
	保 育 士	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保育士の資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに同資格を取得する見込みの者
	幼稚園教諭	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、幼稚園教諭免許及び保育士の資格の両方を有する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに同資格を取得する見込みの者
初 級	行 政 (障がい者)	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、高等学校を卒業した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者及び自力により通勤でき、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者及び身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ニ 松島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ホ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試 験	方 法
教 養 試 験 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験を行います。
一 般 性 格 診 断 検 査 (20分)	職務遂行に必要な適性について検査します。
専 門 試 験 (90分)	保健師、保育士、幼稚園教諭の専門的知識について5肢択一式による筆記試験を行います。 (保健師、保育士、幼稚園教諭のみ)

(2) 第2次試験

試 験	方 法
論 文 試 験 (90分)	文章による表現力、内容構成等の能力について論文による筆記試験を行います。
集 団 討 論 (80分)	集団討論により主として人物について試験を行います。
人 物 試 験 (15分)	個別面接により主として人物について試験を行います。
健 康 診 断	健康診断書に基づいて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4 試験日及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成30年1月28日(日) 試験 午前10時～(受付 午前9時～)	平成30年2月下旬頃
場 所	宮城県自治会館 (仙台市青葉区上杉一丁目2-3)	第1次試験合格者に通知します。

## 5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、平成30年2月13日（火）に町役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。（発表はこれより早くなる場合があります。）
- (2) 最終合格者の発表は、平成30年3月9日（金）に町役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。
- (3) 採用は、平成30年4月1日の予定です。

## 6 給与

- (1) 新卒者の初任給は、おおむね短期大学卒で158,800円、高等学校卒で146,100円です。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

## 7 受験手続及び受付期間

### (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、町役場に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に受験申込の職種が分かるように「職員採用統一試験受験申込書請求（職種名）」と朱書きし、宛先を明記の上、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封してください。

### (2) 受験申込先

〒981-0215 松島町高城字焔命院下一19番地1  
松島町総務課総務管理班あて

### (3) 受付期間

平成29年12月1日（金）～平成29年12月15日（金）

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は、平成29年12月15日（金）までに上記の受験申込先に届いたものに限って受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。

### (4) 提出書類

イ 受験申込書 1部（所定の受験申込書を使用すること。）

受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に写真を貼ってください。

（写真のない場合は受付できません。）

ロ 身体障害者手帳の写し 1部（初級行政（障がい者）のみ）

ハ 受験料 不要

ニ 郵便申込の場合は、宛先を明記し、82円切手を貼った返信用封筒（長3）を同封してください。

## 8 その他

(1) 申込を受理された受験申込者には受験票を交付します。

(2) この試験についてのお問い合わせは、松島町総務課総務管理班（電話022-354-5701）でお答えします。

なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復はがきを使用するか、又は82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。